

港区立本芝公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書（2回目）

港区（以下「甲」という。）とアメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ（以下「乙」という。）は、令和2年4月1日付けで締結した港区立本芝公園等の管理運営に関する基本協定（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づく一部変更について、次のとおり変更協定（以下「本変更協定」という。）を締結し、令和4年度分の指定管理料の清算から適用する。

1 原協定第30条第5項について、次のように改める。

5 次に掲げる場合には、実績に応じて清算するものとする。

（1）修繕費、光熱水費及び職員人件費について余剰金が発生したとき。

（2）実績が事業計画における見込みを下回ったことにより執行残額が発生したとき。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 武井 雅昭 印

乙 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
代表団体
東京都港区三田四丁目7番27号
株式会社日比谷アメニス
代表取締役 伊藤 幸男 印